

学生からの成績評価に対する申立て制度実施要項

(趣旨)

- 1 学生が成績評価に対する申立てを必要とする場合に、学生からの申立てを受け付ける制度を実施する。

(申立てを受け付ける場合)

- 2 学生からの申立てを受け付ける場合は、次のとおりとする。
 - (1) シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法と、異なる成績評価方法により評価されたことを、学生が具体的事実をもって示すことができる場合
 - (2) 明らかに誤記入(採点ミス、登録ミス)によるものと思われる場合で、学生が具体的事実をもって示すことができる場合

(申立ての方法)

- 3 学生からの申立ては、教務課窓口において、所定の書式を用いて行う。
- 4 申立ての受付期間は、学期ごとに定める。

(申立てに関する検討を担当する専門部会)

- 5 学生からの申立てに関する事項の検討を担当する専門部会として、大学教育センター教育支援室の下に成績評価審査専門部会を置く。

(専門部会の構成員)

- 6 成績評価審査専門部会の構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 教育支援室長
 - (2) 教育支援室長が指名する教員 3名程度

(申立てに関する事項の審議)

- 7 学生からの申立てに関する事項は、成績評価審査専門部会において調査・検討し、教育支援室の議を経て、教育支援室長が当該学生へその結果を通知する。

(雑則)

- 8 この要項に定めるもののほか、成績評価に対する申立ての取扱いについて必要な事項は、学部教育部長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から実施し、平成24年度入学者(学部)から適用する。
- 2 学生からの成績評価に対する申立て制度について(平成23年11月9日申合せ)は、廃止する。
- 3 この要項は、令和4年4月1日から実施する。